

請求の範囲

- [請求項1] リナロール、ゲラニオール及びデキストリンを含有する固形組成物であって、
 該組成物におけるリナロールの含有量が組成物 1 g あたり 0.62 μg (0.62 $\mu\text{g}/\text{g}$) 以上であり、
 分子量 50,000 以上のデキストリンを含む、前記組成物。
- [請求項2] 該組成物におけるゲラニオールの含有量が組成物 1 g あたり 1.87 μg (1.87 $\mu\text{g}/\text{g}$) 以上である、請求項 1 に記載の組成物。
- [請求項3] 該組成物の分子量分布において分子量 50,000 以上のデキストリンの割合が 5～35% である、請求項 1 又は 2 に記載の組成物。
- [請求項4] 該組成物の分子量分布において分子量 50,000～200,000 のデキストリンの割合が 2～30% である、請求項 1～3 のいずれか 1 項に記載の組成物。
- [請求項5] 該組成物の分子量分布において分子量 200,000～350,000 のデキストリンの割合が 0.5～6% である、請求項 1～4 のいずれか 1 項に記載の組成物。
- [請求項6] 該組成物の分子量分布において分子量 250,000 以上のデキストリンの割合が 0.5～8% である、請求項 1～5 のいずれか 1 項に記載の組成物。
- [請求項7] 該組成物の分子量分布において分子量 350,000 以上のデキストリンの割合が 0.15～3% である、請求項 1～6 のいずれか 1 項に記載の組成物。
- [請求項8] 2 種類以上のデキストリンを含有する、請求項 1～7 のいずれか 1 項に記載の組成物。
- [請求項9] 直鎖状デキストリン及び環状デキストリンを含む、請求項 1～8 のいずれか 1 項に記載の組成物。
- [請求項10] 2-メチルブタナール、 α -イオノン、 β -シクロシトラール、(z)-3-ヘキセノール、1-ペンテン-3-オール、ネロリドール

、ヘキサナール、（E）－リナロールオキシド、 β －ミルセン、トランス－ β －オシメン、L－ α －テルピネオール、サリチル酸メチル、ベンジルアルコール及びインドールからなる群より選択される一以上の芳香成分をさらに含有する、請求項1～9のいずれか1項に記載の組成物。

[請求項11] 組成物が粉末組成物である、請求項1～10のいずれか1項に記載の組成物。

[請求項12] 茶葉抽出物を含有する、請求項1～11のいずれか1項に記載の組成物。

[請求項13] 茶葉抽出物が、煎茶の茶葉抽出物である、請求項12に記載の組成物。

[請求項14] 請求項1～13のいずれか1項に記載の組成物を含有する、飲食品。

[請求項15] 飲料である、請求項14に記載の飲食品。

[請求項16] 茶飲料である、請求項15に記載の飲食品。

[請求項17] リナロール、ゲラニオール及びデキストリンを含有する飲食品であって、

該飲食品におけるリナロールの含有量が固形分濃度（Brix）1.0%あたり、6.0ppb（v/v）以上であり、
分子量50,000以上のデキストリンを含む、前記飲食品。

[請求項18] 該飲食品におけるゲラニオールの含有量が固形分濃度（Brix）1.0%あたり、18ppb（v/v）以上である、請求項17に記載の飲食品。